



鳥取県公報

平成 24 年 4 月 18 日 (水)
号外第 49 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (297) (経営支援課) 2

告 示

鳥取県告示第297号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成24年4月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前																																						
<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.375パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.425パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.475パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.525パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.575パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.625パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.625パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.7パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	略		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.575パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.625パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.625パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.375パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.425パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.475パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.525パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.575パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.65パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	略		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.575パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.65パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																																						
略																																							
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.575パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.625パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.625パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント																																						
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																																						
略																																							
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.575パーセント																																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.65パーセント																																						

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。